

津市子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 1 日訓第 3 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に存する空き家の利活用の促進及び子育て世帯に対する支援の充実による定住促進を図るため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本市の区域内に存する一戸建て住宅のうち、現に使用されていない住宅（併用住宅の場合にあっては、当該併用住宅に占める居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）であって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当しないものをいう。
- (2) 子育て世帯 第 6 条の補助金の交付申請を行う日（以下「申請日」という。）において、満年齢が 1 8 歳未満の子どもを有し、かつ、補助対象の空き家に同居している世帯をいう。
- (3) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律第 1 7 条第 3 項第 1 号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成 1 8 年国土交通省告示第 1 8 5 号）をいう。
- (4) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (5) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条の規定により策定した津市立地適正化計画における居住誘導区域をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「津市子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、子育て世帯に属する者であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすもの（以下「交付対象者」という。）に対し、空き家の購入に要した費用（売買契約書における土地代金を除く建物代金（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 子育て世帯を構成する者（以下「世帯構成員」という。）全員が、令和7年4月1日以後に本市に転入し、かつ、転入前に1年以上継続して市外に居住していたこと。
- (2) 世帯構成員全員が、市税を滞納していないこと。
- (3) 申請日の前1年以内に購入した空き家（令和7年4月1日以後に購入した空き家に限る。）であって、申請日における当該空き家の所有者が交付申請を行うこと。
- (4) 購入した空き家が、申請日において耐震基準を満たし、かつ、土砂災害特別警戒区域に指定されていない土地に存すること。
- (5) 購入した空き家の所有者が、10年以上定住することを誓約すること。
- (6) 世帯構成員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 購入した空き家が、世帯構成員又は世帯構成員の直系血族、配偶者及び3親等内の親族が所有していたものでないこと。
- (8) 購入した空き家が、国、県又は本市の補助金等の交付を受けて購入したものでないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、交付対象経費の額（当該額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額）を限度とし、予算の範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 購入した空き家が居住誘導区域内に存する場合 150万円
 - (2) 前号以外の場合 100万円
- 2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、交付の対象となる空き家1軒につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）

は、世帯構成員全員の転入届を本市に提出した日の翌日から起算して1年以内に、子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯構成員全員の氏名及び世帯主との続柄が記載された本市の住民票の写し（申請日から3月以内に交付されたもの）
- (2) 世帯構成員が前住所地に1年以上居住していたことが確認できる書類
- (3) 世帯構成員の前住所地及び本市における市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたもの）
- (4) 空き家の購入に要した費用の領収書の写し
- (5) 空き家の売買契約書の写し
- (6) 耐震基準を満たすことを証する書類
- (7) 購入した空き家に係る不動産登記事項証明書（申請日から3月以内に交付されたもの）
- (8) 空き家であったことが確認できる書類
- (9) 購入した空き家の位置図及び全景写真
- (10) 10年以上定住する旨の誓約書
- (11) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う聞き取り調査等により、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及びその額の確定を行い、補助金交付決定及び確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（財産の処分制限）

第8条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、交付決定等に係る通知を受けた日から起算して10年を経過した日とする。

（適用除外）

第9条 補助金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 氏 名 ⑩
電 話

津市子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額等

補助金交付申請額		円	
補助対象経費		円 （土地代金除く建物代金（税抜き））	
補助対象住宅	住所		
	居住誘導区域	区域内 ・ 区域外	
	売買契約締結日	年 月 日	
	転入日	年 月 日	
種 別	☐ 一戸建ての住宅		
	☐ 店舗等併用住宅（延べ床面積： m ² 店舗等の用途の床面積（ m ² ）		
前 住 所 地			

※申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第7条関係）

補助金交付決定及び確定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金について、津市子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり条件を付けて交付を決定し、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助金の額 円

条 件

1

2

3

備考

補助事業については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。